

NOSAIガイドブック



秋田県農業共済組合

N O S A I の理念

農業は 緑・土・水 を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたち N O S A I は
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

※ NOSAI（ノーサイ）は農業共済の呼称です

■■ 目 次 ■■

1. NOSAIについて.....	P. 1
2. NOSAI 秋田の組織.....	P. 3
3. 収入保険制度.....	P. 4
4. 農作物共済.....	P. 6
5. 畑作物共済.....	P. 9
6. 果樹共済.....	P. 10
7. 園芸施設共済.....	P. 11
8. 家畜共済.....	P. 13
9. 建物共済.....	P. 22
10. 農機具共済.....	P. 25
11. 保管中農産物補償共済.....	P. 31
12. 本県農業共済事業の令和7年度実績と令和8年度推進計画...	P. 33
13. 本県農業経営収入保険事業加入と支払実績.....	P. 35

NOSAIの概要

① 事業実施が法律（農業保険法）で定められています。

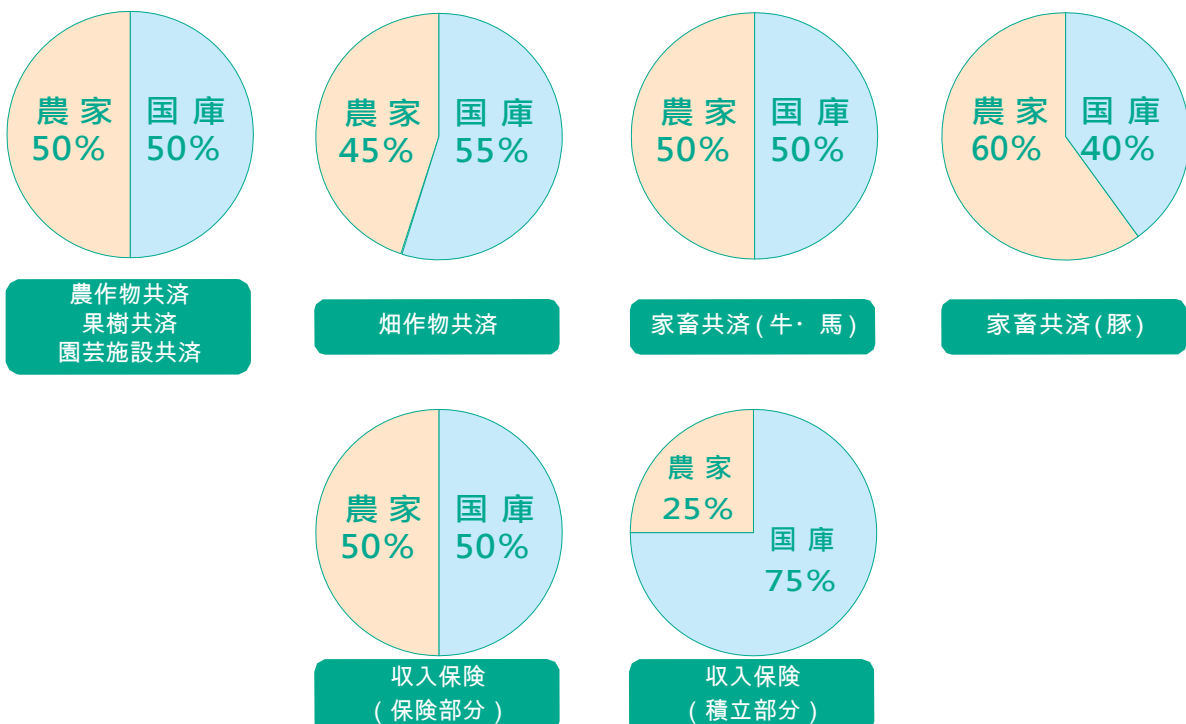
農業は自然条件に左右され、不可抗力的な災害で大きな損害を受けやすい産業です。農業共済事業は昭和22年から農業災害補償法に基づき、農業災害の基幹制度として大きな役割を果たしてきました。平成30年からは従来の農業共済事業に加え、農業収入全体に着目した新たなセーフティネットとして収入保険事業が導入され、農業災害補償法は「農業保険法」に改正されました。

農業保険法 第1条 （平成30年4月1日施行）

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需要の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とする。

② 掛金や事務費に大幅な国の負担があります。

農家負担の軽減を図るため共済掛金の一部や、農業共済団体等が事業を運営するための主な経費について、国が多額の財政負担をしています。事業（建物・農機具共済を除く）ごとの国庫負担割合は次のとおりです。



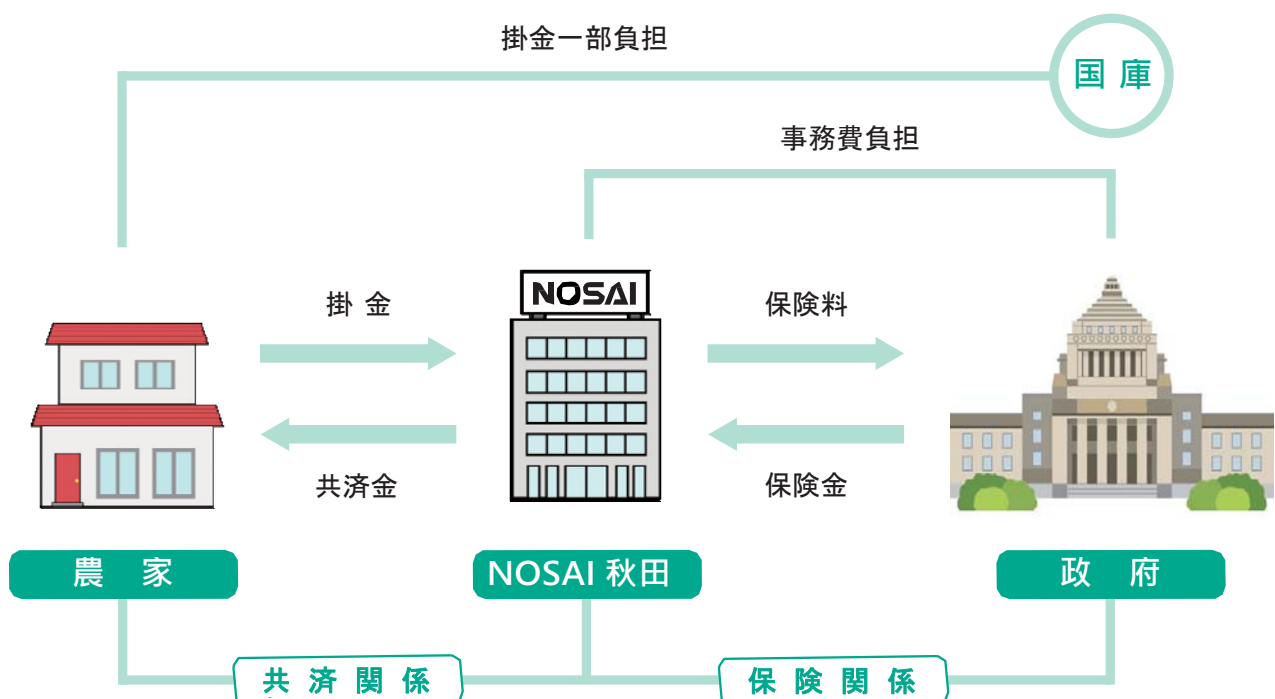
③ 損害防止事業を積極的に実施しています。

農業災害に対する損失補てんという本業の機能のほか、水稻の共同防除や病虫害発生観察事業、家畜の特定損害防止事業や一般損害防止事業、リスク・マネジメント支援活動などを通して地域農業の振興に寄与しています。

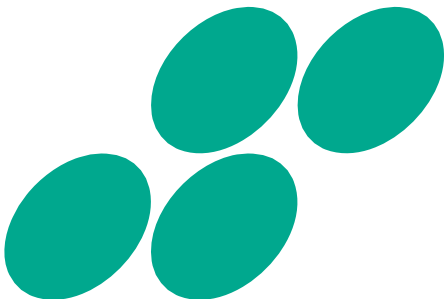
NOSA I のしくみ

2段階で危険分散

農業災害は広い地域に及ぶことが多く、かつ激甚の場合になると県の単位のみでは完全な損害補償ができないので、①県段階の農業共済組合②国段階の政府の2段階で構成され、危険分散をはかることで大きな災害にも対処できる仕組みとなっています。



NOSA I のシンボル



楕円の形は農作物の種子を表し、活動的なNOSA Iを印象付けるものです。

4つの楕円は、理念を受けて農業を支える4つの要素「緑・土・水・人 = NOSA I」を意味します。

楕円の並びは、スローガンのネットワークを受けて、日本列島とNOSA Iの頭文字「N」を表します。

楕円の右上がりの方向は、農業とNOSA Iの発展していく姿を表します。また、スピード感あふれた若々しい農業共済を印象付けます。

NOSAIの組織運営

農業共済制度および収入保険制度を実施するNOSAI団体は、総代、NOSAI部長、損害評価員など、多くの農家の皆さんに協力をいただいて運営しています。

総代

農家の代表です。組合の総代会で事業計画や予算など、組合運営に関することを決定する役割を担っています。

理事・監事

理事は執行機関として、組合の運営方針などを策定します。

監事は監査機関として、組合の財産および業務執行の状況を監査します。

NOSAI 部長（共済連絡員）

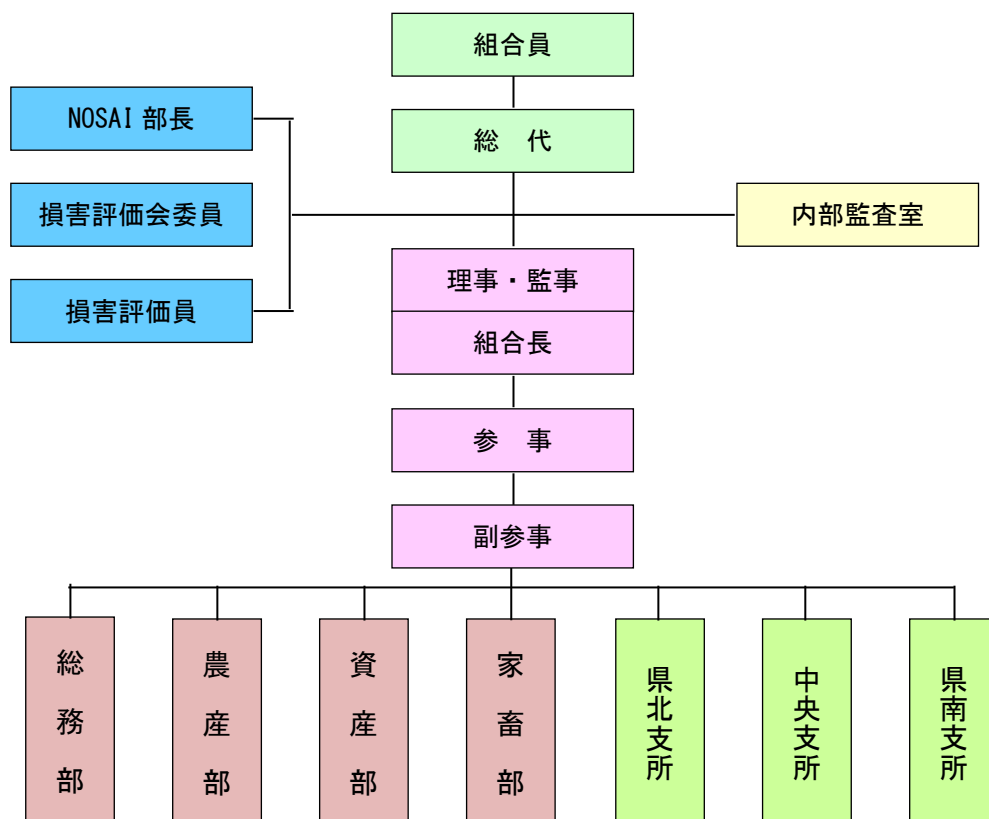
農家とNOSAIを結ぶ重要な任務です。共済加入申込書の取りまとめや広報紙の配布など、集落の窓口となり日常の連絡などが主な役割です。

損害評価会委員

災害が発生したときに、損害調査に係る県全体の均衡を図るため、抽出したほ場について抜取調査等を行います。また、損害の額の認定に関して組合の諮問に答えることが主な役割です。

損害評価員

災害が発生したときに、現地での損害を調査することが主な任務です。また、損害防止の指導や適正な基準収穫量の設定に協力するなどの役割を担っています。



制度の仕組み

●加入できるのは

青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。保険期間の前年１年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

●保険期間は

個人：１月から１２月までの１年間
法人：それぞれの事業年度の１年間

●対象となる事故は

すべての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



●補償内容は

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の９割を下回った場合に、下回った額の９割を上限として補填します

○補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

○基準収入は、農業者ごとの過去５年間の平均収入（５中５）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

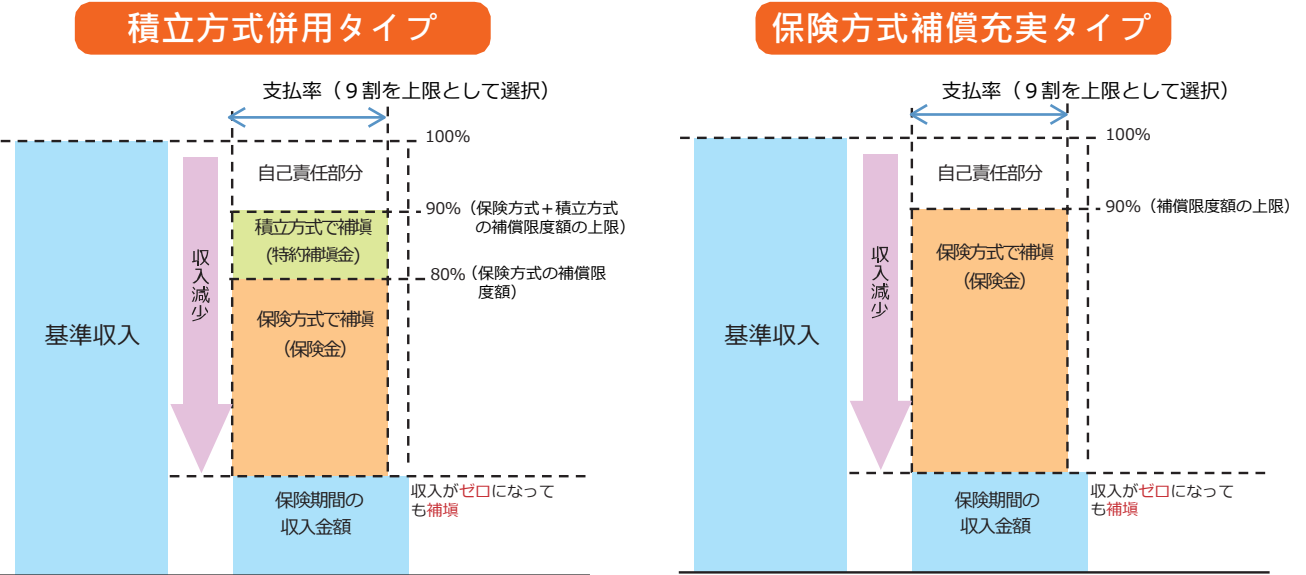
○毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。

○農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

●収入保険の補填方式

5年の青色申告実績がある農業者の場合、基準収入が1,000万円で最大補償で加入すると、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。



基準収入が1,000万円で最大補償9割の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式 80%+積立方式 10%、支払率 90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式 90%、支払率 90%)	
保 険 料	10.8 万円	保 険 料	23.0 万円
積 立 金	22.5 万円	積 立 金	—
付加保険料（事務費）	2.2 万円	付加保険料（事務費）	2.2 万円
農業者負担合計	35.5 万円	農業者負担合計	25.2 万円

- ・ 保険料には 50%、積立金には 75%の国庫補助があります。
- ・ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ・ 保険料、積立金は分割払（最大 9 回）ができます。
- ・ 保険料は経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより 所得税・法人税が軽減できます。
- ・ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

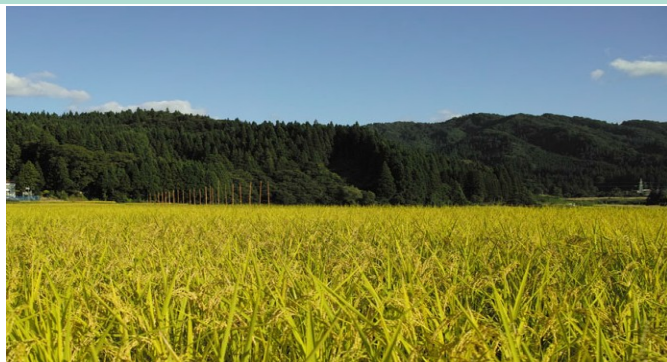
付加保険料（事務費）を安くすることができます

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

無利子のつなぎ融資が受けられます

収入保険の補填金の支払いは保険期間の終了後になりますが、保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、NOSAⅠ全国連から無利子のつなぎ融資を受けることができます。

水稻共済



●加入できるのは

水稻の耕作面積の合計が10アール以上の農家の方が加入できます。

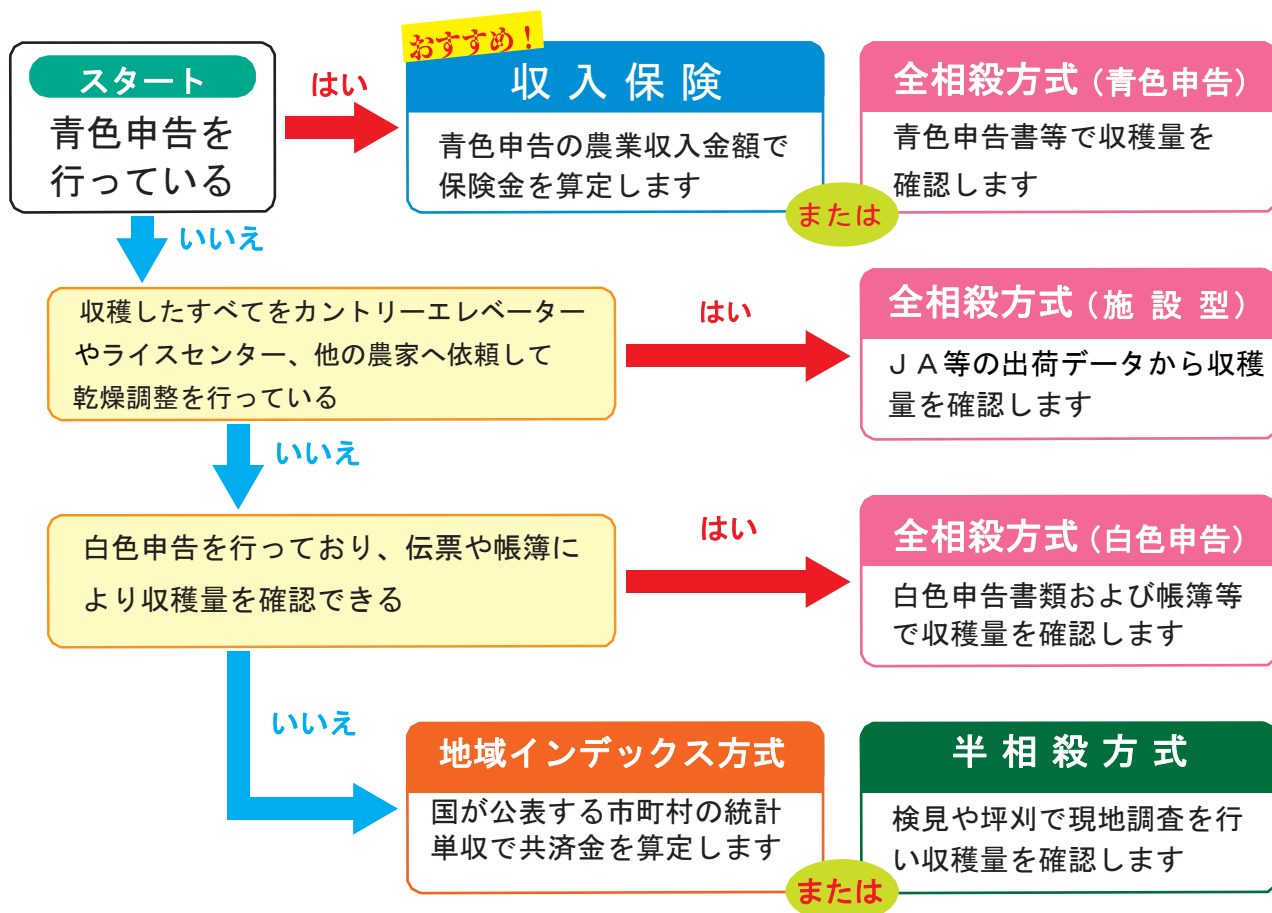
●補償期間は

本田移植期（直播栽培の場合は発芽期）から収穫期までです。収穫とは、適期に刈り取りして適期に圃場から搬出することです。

●対象となる災害は

風雨によって稲が倒伏する風水害、干害、冷害、地震などの気象上の原因によるすべての災害、いもち病、ウンカなどの病虫害、鳥獣害及び火災です。

あなたの経営に合ったプランをチェック！



●加入方式ごとの補償内容は

加入方式	全相殺方式	半相殺方式	地域インデックス方式
支払対象となる主な事故	自然災害や鳥獣害などによる収穫量の減少		自然災害などによる地域的な収穫量の減少
最高補償割合	9割 1割減収からお支払い	8割 2割減収からお支払い	9割 1割減収からお支払い
共済金などの支払条件 ※最高補償割合を選択の場合	農業者ごとに全耕地の収穫量割合が「個人の平年収穫量」の9割を下回った場合に共済金をお支払いします	農業者ごとに被害耕地の減収量合計が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金をお支払いします	市町村の統計単収が当該市町村の平年単収の9割を下回った場合に作付け面積を乗じた減収量分をお支払いします
	一筆全損特例 一筆ごとに収穫皆無となった耕地がある場合に、対象耕地の基準収穫量の7割部分をお支払いします（全方式の補償に含まれます）		
支払共済金などの最終的な決定時期	全量委託型 ……12月 青色・白色申告…翌年5月頃	12月	翌年2月頃

※上記方式のほか、品質を加味し生産金額の最高9割を補償する「品質方式」があります。ただし、生産量の全量をJA等に出荷し、過去の数量や品位に関する資料を準備できる農家の方が加入できます。

水稻共済は「全相殺方式」での加入をおすすめしています

○加入する農業者の平年収穫量の最高9割まで補償します。

○損害評価員が田んぼに入って見込収量を把握（検見や坪刈り）する方法ではなく、「客観的な資料」をもとに収穫量を確認し損害の程度を把握します。明確かつ公平な補償をお届けする、これからのお米の保険のスタンダードです。

・施設型（全量委託）

JAカントリーエレベーターや集荷業者、委託先の農家等から提供いただく資料をもとに収穫量を確認します。資料を提出いただける農家の方がご加入いただけます。

・帳簿型（白色申告）

白色申告の関係書類として収支内訳書、米の収穫に関する事項を記載した帳簿をもとに収穫量を確認します。資料を提出いただける農家の方がご加入いただけます。

・帳簿型（青色申告）

青色申告書および補完する書類をもとに収穫量を確認します。資料を提出いただける農家の方がご加入いただけます。

局地的な被害に「一筆単位の被害」も補償します

一筆半損特約（任意加入）

特約を付帯することで、作付けしている一つの圃場で5割以上の被害が発生した時に、原則目視による評価で5割の被害があったとみなして、当該圃場の基準収穫量の最大2割分の共済金をお支払いします。掛金の負担もわずかですので、特約の付帯をおすすめします。

例えば…

- ・圃場の面積 … 10a（アール）
- ・基準収穫量 … 600kg（10a 当り）
- ・補償の単価 … 242 円 の場合



基準単収に対し、最大2割分の共済金をお支払いします

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準収穫量} & & \text{補償割合} & & \text{補償単価} & & \text{支払共済金} \\ (600\text{kg} \times 2\text{割}) \times 242\text{円} & = & 29,040\text{円} \end{array}$$

※ 半相殺方式においては、現地調査の結果、評価地区による修正等で半損と認定されない場合があります。

一筆全損特例

一部の圃場が大きな被害を受けた場合に、全損圃場と認められた圃場に対し、基準収穫量の最大7割の共済金をお支払いする特例です。すべての引受方式に付帯されています。

麦 共 済



●加入できるのは

麦の耕作面積の合計が10アール以上の農家の方が加入できます。

●補償期間は

発芽期から収穫期までです。

●対象となる災害は

風雨によって稲が倒伏する風水害、干害、冷害、地震などの気象上の原因によるすべての災害、病虫害、鳥獣害及び火災です。

●加入方式は

麦共済では品質を加味し、生産金額の最高9割を補償する「災害収入共済方式」をおすすめしています。JA等に生産量の全量を出荷し、過去の数量や品位に関する資料を準備できる農業者が加入できます。

大豆共済



●加入できるのは

実取りを目的とした大豆の耕作面積の合計が5アール以上の農家の方が加入できます。

●補償期間は

発芽期から収穫期までです。収穫とは、適期に刈り取りして適期に圃場から搬出することです。

●対象となる災害は

風雨によって大豆が倒伏する風水害、干害、冷害、地震などの気象上の原因によるすべての災害、病虫害、鳥獣害及び火災です。

●加入方式ごとの補償内容は

加入方式	全相殺方式	半相殺方式	地域インデックス方式
支払対象となる おもな事故	自然災害や鳥獣害などによる収穫量の減少		自然災害などによる地域的な収穫量の減少
最高補償割合	9割 1割減収からお支払い	8割 2割減収からお支払い	9割 1割減収からお支払い
共済金などの 支払条件 ※最高補償割合を 選択の場合	農業者ごとに全耕地の 収穫量割合が「個人の 平年収穫量」の9割を 下回った場合に共済金 をお支払いします	農業者ごとに被害耕地 の減収量合計が基準収 穫量の2割を超えた場 合に共済金をお支払い します	市町村の統計単収が当 該市町村の平年単収の 9割を下回った場合に 作付け面積を乗じた減 収量分をお支払いしま す
支払共済金などの 最終的な決定時期	翌年5月頃 (全量検査終了後)	翌年1月頃	翌年5月頃 (地域統計公表後)

ホップ共済



ホップ共済は「全相殺方式」の加入となり、最高補償額は8割です。

支払い対象となる災害や共済金などの支払要件は、大豆共済と同様です。



●加入できるのは

りんご、ぶどう、なし、おうとうのいずれかを類ごとに
5アール以上栽培している農家の方が加入できます。

●補償期間は

総合一般方式・地域インデックス方式…花芽形成期から
その花芽にかかる果実の収穫期まで
総合短縮方式……………発芽期からその年産果実の収穫期まで

●対象となる災害は

風水害、ひょう害などの気象上の原因によるすべての災害、病虫害、鳥獣害及び火災が対象です。

●加入方式ごとの補償内容は

加 入 方 式	地域インデックス 方 式	総合一般方式	総合短縮方式
最高補償割合	9割 1割減収からお支払い	7割 3割減収からお支払い	7割 3割減収からお支払い
共済金などの 支 払 条 件 ※最高補償割合を 選択の場合	秋田県等の統計データ (樹種ごと)が基準収 穫量の9割を下回った 場合に共済金をお支払 いします	類ごとに3割を超える減収があった場合に損害割 合に応じて共済金をお支払いします	

- ・支払開始割合と補償限度割合は選択できますが、補償の充実から最高補償割合での加入をおすすめします。
- ・上記の補償方式のほか、概ね全量をJA等へ出荷、または確定申告関係書類を用いて加入できる全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式もあります。

収入保険への加入を検討してみませんか？

自然災害による収量の減少だけでなく、市場価格の下落、農業者のケガや病気で栽培不能、盗難や運搬中の事故などにより、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補償します。

青色申告を行っている必要がありますが、保険期間の前年1年分の青色申告の実績があれば加入できます。

●加入できるのは

- ハウス本体……ビニールハウス、ガラス室、雨よけハウスなど
- 附 帯 施 設……暖房器具、換気施設、栽培棚など
- 施設内農作物…指定された野菜、花卉類



●対象となる事故は

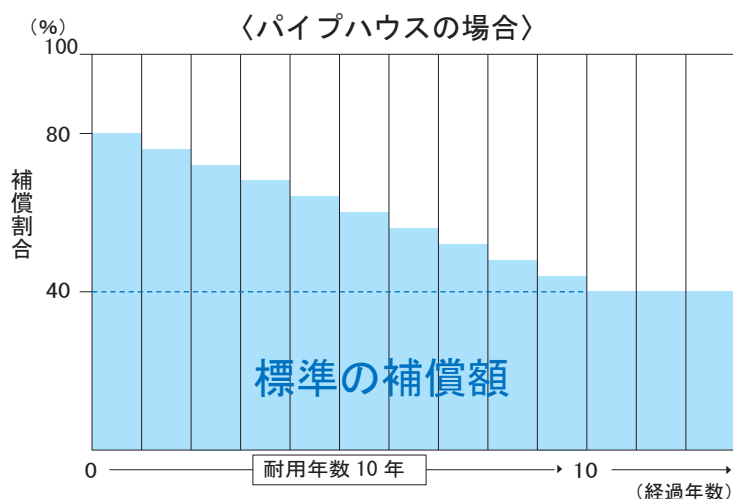
- 風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害（地震、噴火を含む）、鳥獣害による災害
- 火災・破裂・爆発・航空機の墜落および接触・航空機からの物体落下、車両およびその積載物の衝突及び接触

●補償期間は

原則 1 年間

●補償内容は

築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の 8 ～ 4 割）を設定します。



経過年数により補償額は小さくなっていきますが、耐用年数経過後（11 年目以降）は据え置きになり、古いハウスでも新築時の資産価値の 4 割まで補償します。

●掛金および共済金の支払いは

1 棟ごとの損害額が 3 万円または共済価額の 5 % を超えたときにお支払いします。

水稻育苗ハウスを標準の補償内容で加入した場合

- ・ハウスの大きさ……5.4m × 27.0m (45 坪)
- ・ビニールの被覆期間…2 ヶ月

ハウスの経過年数	新築 1 年目	築 11 年目
掛 金	2,071 円	1,638 円
全損した場合の共済金	57 万円	36 万円

無事故など、被害が少ない場合は掛金率が年々割引されます。（標準的な掛金率から最大 5 割）

●特約を付加しさらに手厚い補償

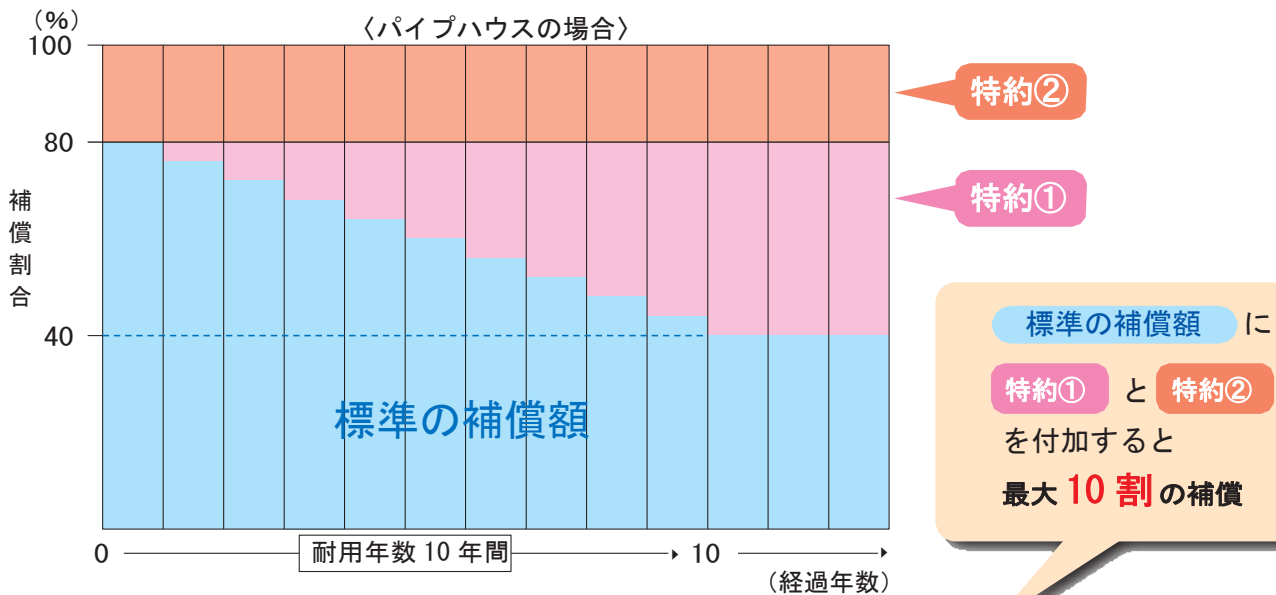
古いハウスも耐用年数にかかわらず新築時の資産価値（10割）まで補償します

特約① 復旧費用特約

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償します。
ただし、被覆材は補償対象外となります。

特約② 付保割合追加特約

新築時の資産価値の最大2割まで補償します。
この特約は、付保割合8割を選択した場合に付加することができます。



水稻育苗ハウスに2つの特約を付帯した場合の補償と掛金は、

- ・ハウスの大きさ……5.4m × 27.0m (45 坪)
- ・ビニールの被覆期間…2ヶ月

掛金 **2,426 円** で、全損した場合の共済金は **72 万円** となります。

●暖房器具、換気施設、栽培棚などの附帯施設や、損害を受けた施設の撤去費用も補償の対象に追加できます。

小さな損害も補償する特約があります

○小損害 1 万円特約 損害額が1万円を超える場合から補償します。

さらに掛金を安くすることができます

○集団加入割引 生産部会などの集団による加入で掛金を5%割り引きます。

○小損害不てん補特約 大きな被害のみを補償することで掛金を安くします。

○補強ハウス割引 31.8mm 以上のパイプを使用したハウスは掛金が15%安くなります。

死亡廃用共済 (牛)

牛が死亡または廃用※となった場合に
補償します

※廃用とは、病気や傷害によって死に瀕した状態になるなど、家畜として使用する価値がなくなった状態をいいます。



●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分		対象家畜
乳用牛	搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌（搾乳の用に供されるもの）
	育成乳牛	満6月齢以上満24月齢未満の乳牛の雌 「子牛等選択」をすることで、受精後233日以上満6月齢未満の胎児・子牛を補償の対象にすることができます （雄の子牛は育成・肥育牛の子牛等選択で補償）
肉用牛	繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌（繁殖の用に供されるもの）
	育成・肥育牛	満6月齢以上満24月齢未満の育成牛、または満6月齢以上の肥育牛（乳牛の雄は「育成・肥育牛」区分で補償） 「子牛等選択」をすることで、受精後233日以上満6月齢未満の胎児・子牛を補償の対象にすることができます

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

●年間飼養計画に基づく加入と期末調整（掛金の精算）

補償期間開始時に飼養している頭数に加えて、期間中に導入・出生する牛の予定頭数を含めた年間の飼養計画によって加入します。補償期間終了時において、予定頭数よりも少ない場合は差額掛金が返還され、予定頭数よりも多い場合は差額掛金を追加納入することになります。支払共済金も同様に精算します。

●補償額（共済金額）は最高で8割

共済金額＝共済価額×付保割合（20%～80%）

付保割合とは加入者が選択する補償割合のこと。加入時に、牛の評価額に対する補償額を20%～80%の範囲内で選択できます。

●共済価額とは

共済価額＝1頭ごとの評価額の合計額

1頭ごとの評価額は、家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出したものです。搾乳牛や繁殖用雌牛は補償開始時点の評価額で計算し、育成乳牛や育成・肥育牛は補償終了時点の評価額で計算します。

●支払共済金は

支払共済金＝損害の額×付保割合（加入者が選択した補償割合）

損害の額＝事故家畜の価額 —（廃用家畜の価額または残存物価額＋補償金）

※残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。

※基準額は、基準単価×枝肉重量 — 処理経費で算出した額です。

※過去の被害率が高い加入者に対して、共済金の支払限度額が設けられます。

●死廃家畜の評価額は

搾乳牛や繁殖用雌牛は、加入時の月齢で評価します。日々価値が増加する育成乳牛や育成・肥育牛は、事故発生時の月齢で評価します。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、加入者から加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。また、2週間以内の事故であっても、導入後に発症したことが明らかな事故（骨折など）については請求できます。

●掛金は

共済掛金＝共済金額（補償額）×共済掛金率

※このうち国が掛金の半分を負担します。

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●掛金を安く抑える加入方式があります

共済金の支払対象となる事故を限定することで共済掛金を安く抑えることができます。この加入方式（事故除外方式）を選択するには飼養に関する条件があります。

家畜の区分	事故除外の種類	対象となる事故
搾乳牛、 育成乳牛	1号	イ 死亡事故、廃用事故ともに特定事故※のみ対象
		ロ 死亡事故は限定なし。廃用事故は特定事故のみ対象
		ハ 死亡事故は限定なし。廃用事故は、繁殖能力を失った事故・泌乳能力を失った事故以外が対象
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛	2号	イ 死亡事故、廃用事故ともに特定事故のみ対象
		ロ 死亡事故は限定なし。廃用事故は特定事故のみ対象
		ハ 死亡事故は限定なし。廃用事故は、行方不明と奇形のみ対象

※特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故

事故除外方式選択の条件

家畜の区分	条 件
搾乳牛、 育成乳牛	・期首（補償開始時点）の飼養頭数が6頭以上であること ・搾乳牛または育成乳牛につき、継続して5年間にわたって養畜の業務を営んだ経験を有すること
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛	・当該区分につき、継続して5年間にわたって養畜の業務を営んだ経験を有すること

●死亡・廃用事故が発生したときは

- ・診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSA Iへ連絡してください。
- ・死亡・廃用牛については、NOSA Iの確認が必要です。
- ・廃用事故家畜については、写真撮影が必要です。
- ・共済事故に該当した場合は、迅速な個体の搬出を行ってください。
- ・廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。

●牛の異動があるときは

- ・牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。
※生後1週間を超える牛の事故が発生した場合、トレサの照合が必要になります。
- ・農場の改築、譲渡、引渡など、農場の飼養規模の変更を行う異動の際は確認が必要となりますので必ずNOSA Iへご連絡ください。

疾病傷害共済 (牛)

病気やケガの診療費を補償

飼養家畜が疾病や傷害により獣医師の診療を受けた際に、その診療費が補償されます。



●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分	対象家畜
乳用牛	ホルスタイン種・雌、ジャージー種・雌など ※死亡廃用共済での「搾乳牛」と「育成乳牛」を合わせた範囲に相当
肉用牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、交雑種、ホルスタイン種・雄など ※死亡廃用共済での「繁殖用雌牛」と「育成・肥育牛」を合わせた範囲に相当

※子牛選択をする場合、出生直後（ただし、受精後 233 日を経過後）から対象になります。
子牛選択をしない場合は6月齢から対象になります。

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

●共済金額とは

共済金額は、補償期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。共済金額は、補償開始時点で飼養している牛の共済価額（評価額の合計）を基に算出した病傷共済金支払限度額以下の金額を選択できます。

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{共済価額} \times \text{病傷共済金支払限度率}$$

●共済価額とは

$$\text{共済価額} = 1 \text{ 頭ごとの評価額の合計額}$$

1頭ごとの評価額は、家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出し、補償開始時点における月齢で評価します。

●支払共済金は

$$\text{支払共済金} = \text{診療点数} \times 10 \text{ 円} \times 9 \text{ 割}$$

※NOSA I の家畜診療所の診療費は、診療点数×12 円で計算されます。よって、NOSA I の家畜診療所を利用した場合、農家負担額は以下のとおりとなります。

$$\text{農家負担額} = \text{診療点数} \times 12 \text{ 円} - \text{支払共済金}$$

※病傷事故診断書（カルテ）の内容が、病傷事故給付基準に適合しない場合、診療点数は認められず、支払共済金が減額されます。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。また、2週間以内の事故であっても、導入後に発症したことが明らかな事故（骨折など）については請求できます。

●掛金は

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率} \quad \text{注1（P.18へ）}$$

※このうち国が掛金の半分を負担します。

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●病傷事故が発生したときは

- ・速やかに獣医師の診療を受けてください。
- ・診療を依頼した獣医師を通じて、速やかにNOSA I へ通知してください。

●牛の異動があるときは

- ・牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。

※生後1週間を超える牛の事故が発生した場合、トレサの照合が必要になります。

- ・異動により共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内にNOSA I へご連絡ください。

注1（P.17より）

危険段階別共済掛金率の設定は次のとおりです

変更ポイント1

掛金は、過去の共済金受取額に応じた金額となります。

掛金は、共済金額にかかわらず過去の共済金の支払実績に応じた金額となります。これは、疾病傷害共済は自然災害の影響が小さく、農業者の飼養管理等が診療費に影響すると考えられることから、飼養規模が変わらない場合は、共済金の受取額も変わらないと見込まれることによるものです。

変更ポイント2

過去の共済金受取額以下の補償額を設定した場合、「掛金＝補償額」となります。

たとえば、過去の共済金受取額が50万円で、新年度の補償額を40万円に設定した場合、掛金は40万円（国負担額20万円／農家負担額は20万円）になります。

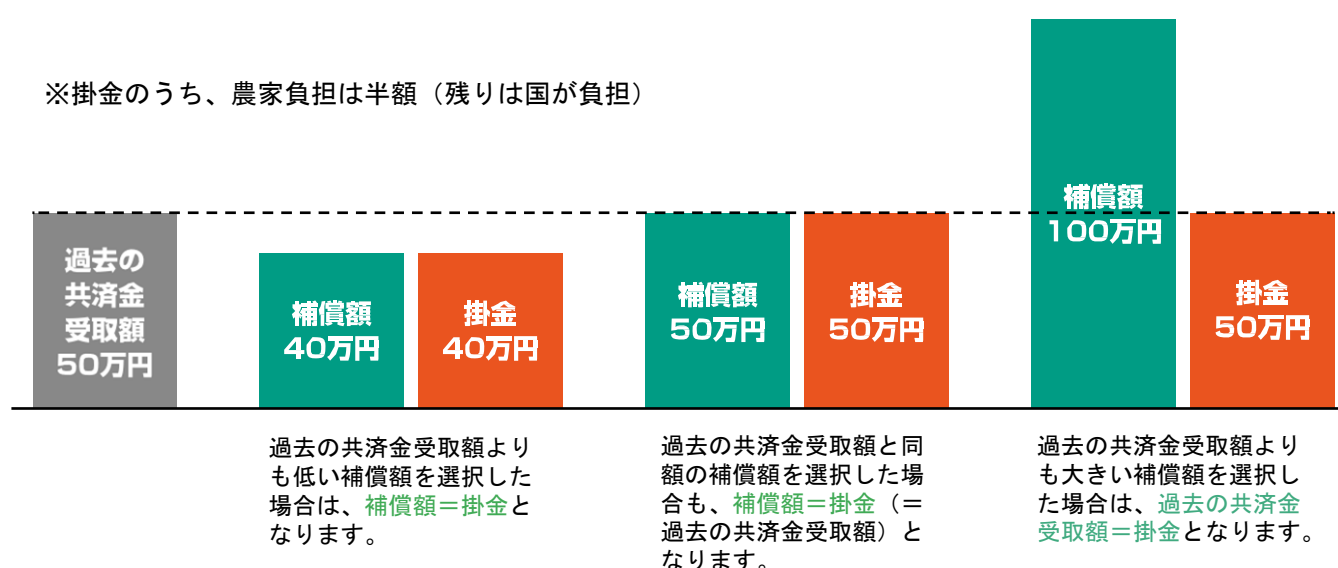
変更ポイント3

過去の共済金受取額以上の補償額を設定した場合、「掛金＝過去の共済金受取額」となります。

過去の共済金受取額以上～最高補償額までの掛金は変わりません。ただし、共済金受取額が増えると翌年以降の掛金が高くなります。

病傷共済掛金のイメージ

※掛金のうち、農家負担は半額（残りは国が負担）





種豚 (死亡廃用共済) (疾病傷害共済)

特定肉豚 (死亡廃用共済)

死亡廃用共済では飼養家畜が死亡、廃用となった時に補償されます。疾病傷害共済では、疾病や傷害により獣医師の診療を受けた時に、その診療費が補償されます。種豚は死亡廃用共済・疾病傷害共済の両方に、特定肉豚は死亡廃用共済のみ加入できます。

●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分	対 象 家 畜
種 豚	生後6カ月以降の繁殖豚
特 定 肉 豚	出生後20日以降（出生後20日の時点で離乳していない時は離乳した日から）

※特定肉豚の加入条件

過去3年間に於いて自家生産豚が出荷のおおむね全頭を占め、その出荷先が出荷資料の提供を得られる卸売市場などに出荷しており、今後もそれが確実であること。種豚とセットでの加入となります。

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

●年間飼養計画に基づく加入と期末調整（掛金の精算）

種豚の死亡廃用共済は、補償期間開始時に飼養している頭数に加えて、期間中に導入する種豚や出生後に種豚する予定頭数を含めた年間の飼養計画によって加入します。補償期間終了時において、予定頭数よりも少ない場合は差額掛金が返還され、予定頭数よりも多い場合は差額掛金を追加納入することになります。支払共済金も同様に精算します。

●死亡廃用共済の補償額（共済金額）は最高で8割

家畜の区分	対 象 家 畜
種 豚	共済金額＝共済価額×付保割合（20%～80%）
特 定 肉 豚	共済金額＝共済価額×付保割合（40%～80%）

※付保割合とは加入者が選択した補償割合のこと。種豚は20%～80%、特定肉豚は40%～80%の範囲内で選択できます。

●疾病傷害共済の補償額（共済金額）は

疾病傷害共済の共済金額は、補償期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。共済金額は、補償開始時点で飼養している豚の共済価額（評価額の合計）を基に算出した病傷共済金支払限度額※以下の金額を選択できます。

※病傷共済金支払限度額＝共済価額×病傷共済金支払限度率

●共済価額とは

共済価額＝1頭ごとの評価額の合計額

	種 豚	特定肉豚
死亡廃用共済	飼養計画頭数の家畜の評価額の合計額	基準日に飼養している家畜の評価額の合計額
疾病傷害共済	補償開始時点で飼養している家畜の評価額の合計額	なし

種豚の評価額は市場の平均取引価格を基に算出します。

特定肉豚の評価額は卸売市場における肉豚の枝肉平均取引価格を基に、国の定めた方法により算出します。

●死亡廃用事故の支払共済金は

支払共済金＝損害の額×付保割合（加入者が選択した補償割合）

損害の額＝事故家畜の価額－（廃用家畜の価額または残存物価額＋補償金）

- ・残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。
- ・基準額は、基準単価×枝肉重量－処理経費で算出した額です。
- ・過去の被害率が高い加入者に対して、共済金の支払限度額が設けられます。
- ・口蹄疫、牛疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）は、国から手当金が支払われるため、共済事故から除かれます。

●疾病傷害事故の支払共済金は

支払共済金＝診療点数×10円×9割

※NOSA Iの家畜診療所の診療費は、診療点数×12円で計算されます。よって、NOSA Iの家畜診療所を利用した場合、農家負担額は「診療点数×12円－支払共済金」で算出される額になります。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、加入者から加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。

●掛金は

共済掛金＝共済金額（補償額）×共済掛金率（国が掛金の40%を負担）

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●掛金を安く抑える加入方式があります

共済金の支払対象となる事故を限定することで共済掛金を安く抑えることができます。この加入方式（事故除外方式）を選択するには飼養に関する条件があります。

家畜の区分	事故除外の種類		対象となる事故
種 豚	4 号	イ	死亡事故、廃用事故ともに特定事故※のみ対象
		ロ	死亡事故は限定なし。廃用事故は、行方不明と奇形のみ対象
特 定 肉 豚	5 号		特定事故による死亡事故のみ対象

※特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故

※特定肉豚における伝染病は、法定伝染病と届出伝染病（豚テシオウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症のみ）です。

事故除外方式選択の条件

家畜の区分	条 件
種 豚	5年以上継続して養畜の業務を営んだ経験を有すること
特 定 肉 豚	共済掛金期間開始の時、有資格頭数が200頭以上であり、かつ、5年以上継続して養畜の業務を営んだ経験を有すること

●死亡・廃用事故が発生したときは

- ・診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSA Iへ連絡してください。
- ・死亡・廃用個体については、NOSA Iの確認が必要です。
- ・廃用事故家畜については、写真撮影が必要です。
- ・共済事故に該当した場合は、迅速な個体の搬出を行ってください。
- ・廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。

●疾病傷害事故が発生したときは

- ・速やかに獣医師の診療を受けてください。



●建物共済に加入できる方は

組合区域内に住所を有し、農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済に加入されている方、もしくは、農業に従事し建物を所有または管理する方

●加入できるものは

農業に従事する者の所有または管理する建物および家具類

●対象となる事故は

火災共済

火災、落雷、破裂又は爆発、物体の落下・衝突、給水設備の事故に伴う水ぬれ、盗難によって生じたき損・汚損、騒じょうに伴う暴行等です。



総合共済

火災共済の対象となる事故に加えて、風水害、雪害、地震、津波などの自然災害も対象となります。



●責任期間は

掛金を払い込んだ日の午後4時から1年間です。
継続加入の場合は、責任満了日の午後4時から1年間となります。

●補償内容は

建物1棟ごとに、建物と家具類を合わせて再取得価額（同等のものを新たに建築、または、購入するために必要な金額）まで加入できます。
加入限度額は

火災共済

1棟あたり最高6,000万円まで

総合共済

1棟あたり最高4,000万円まで

火災・総合の両方に加入の場合
あわせて最高1億円まで加入できます

●1年間の掛金は

加入金額1,000万円あたりの掛金表

共 済 種 類	火 災 共 済			総 合 共 済		
建物の用途	一般造 (木造)	耐火造B (鉄骨・土蔵)	耐火造A (鉄筋コンクリート)	一般造 (木造)	耐火造B (鉄骨・土蔵)	耐火造A (鉄筋コンクリート)
住宅・アパート・物置 車庫・農作業場・畜舎 集会場(100坪未満)等	10,800円	5,400円	3,000円	30,700円	25,800円	23,700円
併用住宅・店舗・神社 寺院・事務所・理髪店 集会場(100坪以上)等	17,200円	9,800円	3,600円	36,400円	29,700円	24,200円
料理飲料店・木材加工 食料品製造加工所等	36,200円	17,800円	5,600円	53,300円	36,800円	26,000円

※ 上記は掛金の一例です。

●加入のめやす

建物のめやす 1坪3.3㎡あたり

建 物 の 用 途	住 宅	農作業場・車庫・物置など	事務所・集会場	牛 舎※
一坪あたり単価	50万円	16万円	45万円	13万円

※牛舎はフリーストール、追い込み式など

家具類のめやす

単位：万円

人 数	世帯の人数	単身	2人		3人			4人				5人以上			
	世帯うち大人の人数	—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
住 宅 延 べ 面 積	20坪未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
	20坪以上 40坪未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
	40坪以上 70坪未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
	70坪以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※大人は18歳以上の世帯員をいいます（ただし学生は除く）。また、大人人数が5人を超える場合は1人につき200万円を加算します。

ご加入の例 延べ坪面積 50 坪の住宅に、夫婦 2 人・高校生 1 人・中学生 1 人の 4 人家族の場合

建物評価額		家具類評価額		合計評価額
2,500 万円	+	1,480 万円	=	3,980 万円

合計評価額が加入のめやすです。他保険と合わせて加入される場合、合計した加入額がこの金額を超えない範囲でご加入いただけます。

● 共済金の支払いは

火災共済

- 加入共済金額（ご契約金額）が再取得価額（新価額）の **80% 以上** である場合

$$\text{損害共済金（お支払共済金）} = \text{損害額}$$

- 加入共済金額（ご契約金額）が再取得価額（新価額）の **80% 未満** である場合

$$\text{損害共済金（お支払共済金）} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額（ご契約金額）}}{\text{再取得価額（新価額）} \times 80\%}$$

総合共済

- 地震・噴火・津波による損害の場合

$$\text{損害共済金（お支払共済金）} = \text{加入共済金額（ご契約金額）} \times \text{損害割合} \times \text{支払限度額割合（50\%）}$$

- 地震・噴火・津波以外の自然災害による損害の場合

$$\text{損害共済金（お支払共済金）} = (\text{損害額} - 10,000 \text{ 円} \text{ 又は再取得価額の 5\% に相当する額のいずれか低い順}) \times \frac{\text{加入共済金額（ご契約金額）}}{\text{再取得価額}}$$

特約付きの加入でさらに幅広く補償します

■ 臨時費用担保特約（地震・噴火・津波を除く）

- ① 損害に伴う臨時の費用として、さらに損害共済金の 10%、20%、30%（加入時に選択）をお支払いします（250 万円限度）。
- ② 事故により加入者が 200 日以内に死亡または後遺障害を負った場合、死亡・後遺障害費用共済金として 1 名ごとに共済金額の 30%（1 事故、1 名 200 万円限度）をお支払いします。
 - ・ 掛金は加入金額 1,000 万円あたり（木造一般、30% を選択した場合）、火災共済で 1,900 円、総合共済で 4,100 円の割増掛金が必要となります。

■ 小損害実損てん補特約

共済事故による損害額が加入時選択した金額（30 万円・50 万円）以下の場合、損害共済金として実損害額をお支払いします。1 建物の共済金額の合計が 1,000 万円以上の契約に限り付帯できます。

（火災共済と総合共済を同時に申込み、共済金額の合計が 1,000 万円以上の場合、付帯できます。）

- ・ 別途掛金（50 万円選択の場合）

火災共済に付帯する場合の掛金は 1,090 円、総合共済は 4,210 円の割増掛金が必要となります。



●農機具共済に加入できる方は

組合区域内に住所を有し、農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済に加入されている方、もしくは、農業に従事し農機具を所有または管理する方

●加入できるものは

農業に従事する者の所有または管理する農機具

●対象となる事故は

火災共済

指定された格納場所での格納中の事故として、火災、落雷、破裂又は爆発、物体の落下・飛来、鳥獣害、盗難による盗取・き損、第三者行為によるき損等です。

火災



落雷



爆発・破裂



物体の落下・飛来



鳥獣害



盗難による 盗取・き損



第三者行為に よるき損



総合共済

火災共済の対象となる事故に加えて、風水害、雪害、地震、津波などの自然災害、衝突・接触、転落・接触など稼働中の事故も対象となります。※

風水害



雪害



衝突・接触



転落・墜落



※地震・噴火および津波による損害は、地震等担保特約を付帯することで対象となります。

●加入できる農機具について

新品で購入された農機具

購入から8年未満の農機具

標準小売価格（税込）を上限に5万円～3,000万円まで加入できます。

中古で購入された農機具

最終販売時期から16年未満の農機具

付保割合条件付実損てん補特約を付けた上で、購入された価格または時価額のいずれか低い額まで加入できます。

リース等の農機具

共済金額（加入金額）の設定や他保険の加入状況の確認が必要となりますので、ご加入の際に必ず申告してください。

普通農機具

●乗用トラクター
●自脱型・普通型コンバイン
●田植機 ●米・麦乾燥機
●ロータリー ●防除機
など一般農業用機械について加入できます。

特殊農機具

●運搬車 ●あぜ塗機
●大豆脱粒機
●畜産用農機具（モア、テッターレーキ、ベラー、フォーレージハーベスター、マニユアスプレッダーなど）

附属装置

乗用トラクターのロータリー、コンバイン・ハーベスターの結束機については、本体農機具の附属装置としてセットで加入できます。

※農作業以外に使用する農機具やすでに破損している農機具、経年により部品の供給がなく修理の不可能な農機具などは加入できません。詳しくは組合までお問い合わせください。

●1年間の共済掛金は

スタンダード・特約なし

加入共済金額		100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円
掛金	火災共済	1,500円	4,500円	7,500円	15,000円	30,000円
	総合	4,000円	12,000円	20,000円	40,000円	80,000円
	共済	14,000円	42,000円	70,000円	140,000円	280,000円

付保割合条件付実損てん補特約付（加入共済金額 100万円あたり）

単位：円

約定割合		30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
掛金	火災共済	2,580	2,292	2,076	1,932	1,806	1,698	1,590	1,500
	総合	10,121	7,983	6,673	5,790	5,153	4,672	4,300	4,000
	共済	42,791	32,733	26,573	22,420	19,423	17,162	15,410	14,000

無事故割引・有事故割増料率制度

無事故割引有事故割増制度は、農機具総合共済に適用する制度です。加入する農機具ごとに等級が適用されます。初めて加入する農機具は、基本等級の10等級（特殊物件は6等級）が適用され、前年度の稼働中の事故回数をもとに、掛金の割引・割増を行ないます。

有事故割増の対象となる共済事故は、原則として、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故並びに加入者の責に帰する事故（なお、他のものゝ物体の落下又は飛来によるものを除く）との衝突、接触、追突、転覆によって生じた火災、破裂・爆発を含む）です。

〈割引割増等級表〉（加入共済金額 100万円あたり）

掛金の単位：円

	等級	割増等級									基本等級	割引等級	
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12～19等級
普通物件	係数	5.50	5.00	4.50	4.00	3.50	3.00	2.50	2.00	1.50	1.00	0.95	0.90
	掛金	22,000	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000	6,000	4,000	3,800	3,600
特殊物件	等級	割増等級					基本等級		割引等級				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	
	係数	2.00	1.80	1.60	1.40	1.20	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	
	掛金	28,000	25,200	22,400	19,600	16,800	14,000	13,720	13,440	13,160	12,880	12,600	

● **共済金の支払い**は
満額加入（新調達価額同額）がおすすめです

事故があった場合の共済金支払額は
この算式で計算されます。

▶ **(損害額－免責額) × $\frac{\text{加入金額}}{\text{新品価額}} = \text{共済金支払額}$**

新品価額500万円のコンバインが転覆の事故により損傷(損害額50万円)し修理した時…

例え
ば…

総合共済に500万円加入の場合

$(\text{損害額}50\text{万円} - 10\text{万円}(20\%\text{免責})) \times \frac{\text{加入金額}500\text{万円}}{\text{新品価額}500\text{万円}} = \text{共済金支払額} \textbf{40万円}$

総合共済に250万円加入の場合

$(\text{損害額}50\text{万円} - 10\text{万円}(20%\text{免責})) \times \frac{\text{加入金額}250\text{万円}}{\text{新品価額}500\text{万円}} = \text{共済金支払額} \textbf{20万円}$

加入額によってこんなに共済金が違ってしまいます。

● **免責基準があります**
事故内容及び損害部品によっては損害額から差し引かれて支払われます

免責対象共済事故原因または項目			免責割合
共済事故原因	鳥 獣 害		20%
	衝突・接触・墜落・転覆・異物の巻き込み		20%
	その他これらに類する稼働中の事故(走行部のみ事故対象)		20%
損 害 防 止	火災等・自然災害(本人に原因が認められる場合)		10%
	風害・雪害(格納中にパイプハウス型の格納庫が倒壊した場合)		10%
	物体の落下又は飛来(本人に原因が認められる場合)		20%
	盗難による盗取 又はき損	(格納中で本体に鍵をつけたままの場合)	10%
		(格納庫以外の場所で盗難による盗取又はき損が発生した場合)	20%
	整備点検の不備による事故と認められたもの		40%
事故通知遅延	事故発生から2ヶ月以上6ヶ月未満、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合		10%
	事故発生から6ヶ月以上12ヶ月未満、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合		50%
	事故発生から1年以上、加入者から組合に対して事故報告が遅れた場合		100%

!

このような部品等は
支払対象外と
なっております。

クローラ、タイヤ、チューブ、ゴム製品等、オイル、グリース、バッテリー、バッテリー液、ラジエーターの不凍液、クーラント、エアコンのガス、ベルト(Vベルト、トッキベルト等。なお、平ベルトは除く)、エレメント、フィルター(オイル・油圧関係)、ウォーターポンプ、ゴムロール、点火プラグ、ヒューズ、電球、修理工場までの運搬料、部品の送料、出張修理した場合の旅費、応急処置費、見積作成料、洗浄料、引き上げ・引き起こしによって生じた損害と経費、調査費等、ベアリング、オイルシール等消耗部品(軸付シール、Oリング、パッキン、スナップリング、メクラブタ、ボルト、ナット等)、ワイヤー、ウエザーストリップ。なお、損害部品を確認できない場合(廃棄など)、その部品は支払対象外となります。

※下線の付いた部品は、他の損害部品とともに交換した場合は支払対象になりますが、単独の損害は支払対象外となります。

共済金をお支払いできない場合があります

農機具の買い替えや格納場所の変更等告知義務及び通知義務を行った場合、損害額が新品価額の 100 分の 5 に相当する金額、又は 1 万円未満の場合、摩耗、腐食、さび及びその他の自然消耗、単なる故障（冷却水不足によるエンジンの焼付けなどを含む）または格納整備、農作業以外の使用目的による事故、運転者の故意もしくは重大な過失による損害、法令違反（無免許、飲酒、無灯火など）による損害、地震・噴火及び津波による損害（地震等担保特約を付した場合を除く）等の場合は共済金をお支払いできません。



農機具共済で補償できます

加入できるドローンとは

- 回転翼がマルチコプター型のドローンの機体であること
- 農薬散布や播種などの農業目的に使用するもの

無人ヘリコプターおよび固定翼型のドローンは加入できません。また、農業目的の範囲は、農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物搬送、圃場センシングで使用する場合に限りです。

補償の範囲

機体および通信機器、コントローラー、農薬積載タンク、液剤・粒剤散布装置、充電器、バッテリーを含む装置一式を補償します。また、これらの装置等を、機体1台に対して複数所有されている場合は、ご加入の際に申告いただければ補償範囲に含めることができます。

加入には条件があります

- 航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた所有者（操縦者）および機種であること

《ご注意ください》

- 中古で購入した機体は加入できません。また、購入時期から8年以上経過している機体も加入できません。
- 加入にあたっては、機体の購入価格が記載された売買契約書や領収書、「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」のコピーが必要となります。なお、充電器、バッテリー等を複数台所有し、その全てを加入する場合は、その購入価格が記載されている売買契約書や領収書等のコピーが必要です。

補償対象となる共済事故

- ①火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂、爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損
- ②衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ③風水害、雪害その他これらに類する自然災害（注1）

（注1）地震、噴火及び津波が原因の事故については、地震等担保特約の付帯がないと災害共済金はお支払いできません。

ご注意ください！！

対人・対物補償など損害賠償に関する補償はありません。

共済金額（補償金額）

新調達価額（税込み）を上限に5万円～3,000万円までの間で選択ができます。

共済金の支払い

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※損害防止義務等を怠った場合、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額（損害の額に免責基準より削減割合を乗じて得た金額）を差し引いて得た額を損害額とします。

※損害額が新調達価額の5% または1万円のいずれか低い額に満たない場合は、災害共済金はお支払いできません。

共済掛金（1年間）

標準的な加入をした場合の掛金表

共済金額	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
共済掛金	34,700円	52,050円	69,400円	86,750円	104,100円

・臨時費用担保特約、地震等担保特約も同時に付帯できます。

各特約の追加掛金

（共済金額100万円あたり）

特約	追加掛金	掛金合計
臨時費用担保特約	3,636円	38,336円
地震等担保特約	1,110円	35,810円
臨時費用担保特約 + 地震等担保特約	4,746円	39,446円

共済金を支払いきない損害があります

支払いができない損害として、農業用ドローン限定の項目が設けられています。

- ①国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害
- ②ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- ③バッテリー単独に生じた損害
- ④機体の燃料不足、またはエンジンオイル不足によって生じた損害
- ⑤機体及び通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
- ⑥操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
- ⑦操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
- ⑧夜間における目視外飛行又は無灯火飛行によって生じた損害
- ⑨補助者を配置しない飛行によって生じた損害（ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く）
- ⑩農業用ドローンの整備事業所で1年に1回の定期点検を受けていない機体が飛行中に生じさせた損害
- ⑪その他、農機具共済重要事項説明書に記載されているもの

その他契約にあたって

この資料は加入に関する全ての内容を記載しているものではありません。契約にあたっては農機具共済パンフレット、重要事項説明書をご確認ください。





●加入できるのは

農作物共済、畑作物共済、果樹共済に加入する農産物が対象

倉庫などの建物に収容されている農産物で、農作物共済、畑作物共済および果樹共済に加入されている品目から加入者が選択した農産物に限ります。ただし、他人から預かった農産物は補償対象外です。

●対象となる事故は

建物に保管中の農産物においては、火災・落雷、破裂・爆発、物体の落下・衝突、給排水設備の事故による水漏れ、盗難による盗取またはき損・汚損、騒じょうに伴う暴行・破壊、風害・水害・雪害等の自然災害、土砂崩れ・地滑り、地震・噴火・津波が対象となります。運送中においては、火災、破裂または爆発、衝突・墜落および転覆（荷崩れを除く）が対象となります。

●補償の範囲は

農産物を収穫後、農作業場や倉庫へ保管するための運送中および保管中、また、出荷先へ運送中に生じた偶然な事故による損害を補償します。ただし、運送中の事故において、運送業者等が運送を担う場合は除きます。

●補償期間は

補償期間は2つのタイプから選択できます

収穫後に一時的に保管する期間を補償したい場合に適した**Aタイプ（連続した 120 日間）**と、年間を通し出荷や自家販売を行っている場合に適した**Bタイプ（通年期間）**から選択できます。

Aタイプ

一時保管向け

補償期間は連続 120 日間
共済掛金は1口当たり 2,500 円

Bタイプ

通年保管向け

補償期間は1年間
共済掛金は1口当たり 6,500 円

加入する1品目につき1口 100万円から加入できます。

●補償金額と掛金

加 入 口 数	補 償 金 額	共 済 掛 金	
		Aタイプ	Bタイプ
1 口	100 万円	2,500 円	6,500 円
3 口	300 万円	7,500 円	19,500 円
5 口	500 万円	12,500 円	32,500 円

●ご加入のめやす

玄米を米袋 30kg 入で倉庫等へ 400 袋保管する場合

$$\begin{array}{lcl} \text{保管予定数量 (kg)} & \times & \text{単位当たり共済金額} = \text{補償金額のめやす} \\ 12,000\text{kg} & \times & 242 \text{ 円}^{\ast} = 2,904,000 \text{ 円} \\ \text{(一袋 30kg} \times 400 \text{ 袋)} & & \text{※令和 8 年産水稻共済の 1kg} \\ & & \text{当たり共済金額の最高額} \end{array}$$



加入する口数は、2 口（200 万円）または 3 口（300 万円）がめやすとなります。

単位当たり共済金額は、農作物共済、畑作物共済および果樹共済において、年産ごとに農林水産大臣が定める 1 kg 当たり共済金額の最高額を使用します。

農産物別 1 kg 当たり金額（令和 8 年産）

水稻玄米 242 円 ・ 白大豆 305 円 ・ ふじ 191 円 ・ 幸水 361 円など

●共済金のお支払い例

火災により玄米を米袋 30kg 入 400 袋が倉庫に保管中に罹災した場合

【損害額の計算】

被害の数量 12,000kg × 水稻の単位当たり金額 242 円 = 損害額 2,904,000 円

補償タイプは「Aタイプ」に加入

加 入 口 数	2 口の場合	3 口の場合
補償金額と掛金	補償金額 200 万円 共済掛金 5,000 円	補償金額 300 万円 共済掛金 7,500 円
支払共済金	共済金 2,000,000 円 補償金額を上限にお支払いします。	共済金 2,904,000 円 補償金額は 300 万円ですが、損害額を上限にお支払いします。

共済事故により損害額が 1 万円を超えた場合、1 口 100 万円を限度に実損害額を共済金としてお支払いします。

なお、地震・噴火・津波による災害の場合は、実損害額の 30%をお支払いします。
(1 品目当たり 1 口につき 30 万円が限度)

※ お申込み頂ける口数に上限はありませんが、事故発生時における農産物の実損害額がお支払いの上限となります。農産物を保管する建物は、建物共済でご加入頂ける物件に限ります。パイプ式格納庫に保管中の農産物は補償されません。
運送業者による運送中の事故は、いかなる場合も補償されません。

本県農業共済事業の令和7年度実績と令和8年度推進計画

項 目		令 和 7 年 度 引 受 実 績						
		事業計画 共済金額 (A)	引受数量	共済金額 (B)	加入率 (B/A)	共 済 掛 金		
						総 額	国 庫	農 家
共済目的		百万円		百万円	%	千円	千円	千円
農作物	水 稲	34,531	38,814 ha	33,066	95.8	164,932	82,462	82,470
	麦	2	32 ha	1	50.0	133	71	62
	計	34,533	38,846 ha	33,067	95.8	165,065	82,533	82,532
家 畜		13,118	159,974 頭	13,295	101.3	165,212	82,429	82,783
果樹	りんご	371	173 ha	378	101.9	16,475	8,237	8,238
	ぶどう	26	5 ha	28	107.7	1,002	501	501
	なし	119	26 ha	141	118.5	11,122	5,561	5,561
	おうとう	102	13 ha	81	79.4	2,121	1,061	1,061
	計	618	217 ha	628	101.6	30,720	15,360	15,361
畑作物	ホップ	67	17 ha	64	95.5	1,960	1,078	882
	大 豆	835	1,995 ha	500	59.9	52,749	29,012	23,737
	計	902	2,012 ha	564	62.5	54,709	30,090	24,619
園芸施設		16,712	27,485 棟	16,815	100.6	175,363	77,985	97,379
小 計		65,883		64,369	97.7	591,069	288,397	302,674
任意	建 物	849,170	81,189 棟	852,020	100.3	721,846	—	721,846
	農機具	130,890	39,606 台	133,388	101.9	316,238	—	316,238
	保管中 農作物補償	70	68 口	68	97.1	127	—	127
	計	980,130		985,476	100.5	1,038,211	—	1,038,211
合 計		1,046,014		1,049,844	100.4	1,629,280	288,397	1,340,885
前 年 度		1,071,603		1,066,418	99.5	1,627,128	286,340	1,340,789
対前年度 比 較		△ 25,589		△ 16,574		2,152	2,057	96

※ 単位の関係で内訳と計は一致しないことがある。

項 目 共済目的		令和 7 年度支払実績		令和 8 年度推進計画	
		被害(事故数)	支払共済金	引 受 数 量	共 済 金 額
農 作 物	水 稻	5,954 ha	千円 691,280	39,100 ha	百万円 43,041
	麦	9 ha	51	32 ha	1
	計	5,963 ha	691,331	39,132 ha	43,042
家 畜	(死 廃)	1,149 頭	213,456	163,172 頭	13,636
	(病 傷)	11,430 件			
果 樹	りんご	29 ha	17,633	162 ha	358
	ぶどう	0.5 ha	412	5 ha	29
	なし	20.0 ha	5,902	24 ha	134
	おうとう	12 ha	28,880	12 ha	79
	計	62 ha	52,827	203 ha	600
畑 作 物	ホップ	2 ha	1,454	15 ha	62
	大 豆	1,185 ha	75,955	2,006 ha	570
	計	1,187 ha	77,409	2,021 ha	632
園芸施設		927 棟	187,843	27,530 棟	17,220
小 計			1,222,866		75,131
任 意	建 物	936 棟	635,889	79,560 棟	837,930
	農機具	906 台	151,500	38,900 台	131,890
	保管中 農作物補償	0 口	0	70 口	70
	計		787,389		969,890
合 計			2,010,255		1,045,021
前 年 度			2,002,577		1,046,014
対前年度 比 較			7,678		△ 993

本県農業経営収入保険事業 加入・支払実績

○加入実績

2020農林業 センサス	目 標	令和 7 年度加入実績 ※			加 入 率	
		個 人	法 人	計	対青申	対目標
経営体	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%
6,994	2,770	2,332	460	2,792	39.9	100.8

※ 事業開始月を令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月で集計

○保険金等支払実績

個人		法人		合計	
件数	保険金等計	件数	保険金等計	件数	保険金等計
経営体	円	経営体	円	経営体	円
156	192,675,306	18	120,792,727	174	313,468,033

※対象は令和 6 年加入者。支払月を令和 7 年 2 月～令和 8 年 3 月で集計

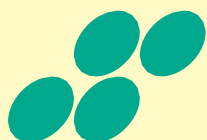
○つなぎ融資実績

件数	融資額
経営体	円
28	93,600,000

※ 対象は令和 7 年加入者。融資月を令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月で集計

M E M O

秋田県NOSAIネットワーク



心のネットワーク

NOSAI

秋田県農業共済組合

ホームページアドレス

<https://www.nosaiakita.or.jp/>

メールアドレス

E-mail : nosaiakita@nosaiakita.or.jp



▲ホームページはこちら

(2026年6月作成)